

長崎県設計図書等有料頒布要領 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第1条 略 第2条 この要領に定める設計図書等の有料頒布の対象は、長崎県総務部、環境部、水産部、農林部及び土木部（以下「関係部」という。）並びにその関係部が所管する地方機関（振興局を含む。）が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）のうち競争入札に付するものとする。ただし、長崎県建設工事電子入札実施要綱第2条の第2条の規定により競争参加資格委員会又は指名委員会において電子入札によらないこととした競争入札は、この限りではない。 第3条～第12条 略 この要領は、平成26年4月1日から施行する。（平成26年3月31日25建企第639号）	第1条 略 第2条 この要領に定める設計図書等の有料頒布の対象は、長崎県環境部、水産部、農林部及び土木部（以下「関係部」という。）並びにその関係部が所管する地方機関（振興局を含む。）が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）のうち競争入札に付するものとする。ただし、長崎県建設工事電子入札実施要綱第2条の規定により競争参加資格委員会又は指名委員会において電子入札によらないこととした競争入札は、この限りではない。 第3条～第12条 略